

^{りまいしょうめいしょ}
P2: 罹災証明書について

税務課

TEL:0768-23-1126 FAX:0768-23-1127

MAIL:zeimu@city.wajima.lg.jp

P4: もらえるお金

「石川県災害義援金(住家被害)」「被災者生活再建支援金」

被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp

「石川県地域福祉推進支援 臨時特例給付金」

石川県地域福祉推進支援 臨時特例給付金 運営事務局 ※石川県庁

(臨時特例給付金コールセンター)

TEL:076-225-1956 FAX:076-225-1987

P6: 仮設住宅に入りたい

「応急仮設住宅【建設型】」

まちづくり推進課

TEL:0768-23-1156 FAX:0768-23-1198

MAIL:machi@city.wajima.lg.jp

「応急仮設住宅【賃貸型】」

被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp



P8: 住まいを解体する

「公費解体制度」

環境対策課

TEL:0768-23-1186 FAX:0768-23-1153

MAIL:kankyoushi@city.wajima.lg.jp

P9: 住まいを修理したい

「住宅の応急修理制度」

被災者生活再建支援コールセンター

TEL:0768-23-4872 FAX:0768-22-9220

MAIL:saiken@city.wajima.lg.jp

P13: 生活費にこまっている

「災害援護資金貸付制度」

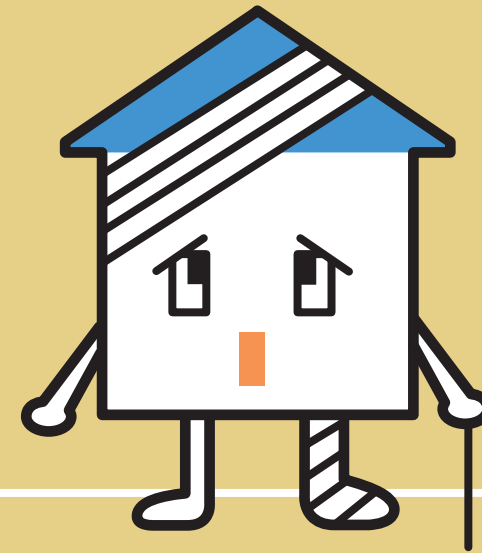
福祉課

TEL:0768-23-1161 FAX:0768-23-1196

MAIL:fukushi@city.wajima.lg.jp

「住まい」のことで こまったときに

能登半島地震で^{じしん}被害をうけた^{ひがい}住まい再建のために

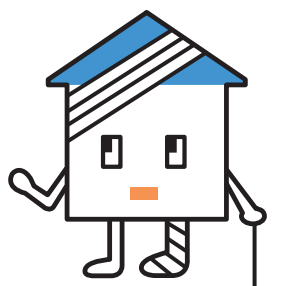


住まいの再建、その前に。

「罹災証明書」はありますか？

「罹災証明書」は、地震などの災害によって、
住まいがどれくらい被害(ダメージ)を受けているかを
伝える証明書です。

市役所に申し込み、現地調査をしてもらってから、
交付されます。



市役所に申し込み



現地調査



交付

「全壊」「半壊」などの6つの区分で判定され、その区分によって、受けられる支援がちがいます。
もし判定に納得できなければ、家の内部もふくめた調査(2次調査)を申し込みます。

「罹災証明書」は、さまざまな支援をうけるときに必要です。

まだ申しこんでいない人は、市役所に相談しましょう。

<罹災証明書の6つの区分>

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に いたらない (一部損壊)
損害割合 50%以上	損害割合 40%以上 50%未満	損害割合 30%以上 40%未満	損害割合 20%以上 30%未満	損害割合 10%以上 20%未満	損害割合 10%未満

目次

もらえるお金.....4 ページ



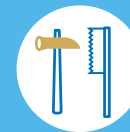
仮設住宅に入りたい.....6 ページ



住まいを解体する.....8 ページ



住まいを修理したい.....9 ページ



住まいを建てかえたい／新しく買いたい.....10 ページ



残ったローンが大変.....12 ページ



生活費にこまっている.....13 ページ



総合的に相談したい人は.....14 ページ

相談先一覧.....16 ページ(裏表紙)

もらえるお金

能登半島地震によって、「住まい」に被害を受けた人は、以下のお金の支援があります。



※被災した人には、ほかにもお金の支援があります。
くわしくは、輪島市のホームページ(14ページ)などで確認してください。

石川県災害義援金【住家被害】



「罹災証明書」がある、すべての人がもらえます。
金額は判定区分によって、ちがいます。

	全壊※1	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
一次配分	20万円	15万円	10万円	5万円	—	—
二次配分	80万円	60万円	40万円	20万円	10万円	3万円
合計	100万円	75万円	50万円	25万円	10万円	3万円

※1 解体世帯(右ページ※1)・長期避難世帯(右ページ※2)もふくまれます。

石川県地域福祉推進支援 臨時特例給付金



能登6市町に住んでいる人が対象です。
「罹災証明書」の区分が「半壊」以上、もしくは長期避難・敷地被害解体の認定をうけている世帯で、以下の①~⑧にあたる人は、最大300万円をもらえます。

	家財等給付金		住宅再建給付金※4	
	家財	自動車	建設・購入・補修	賃借
給付金額	50万円	50万円	最大200万円	最大100万円
①高齢者のいる世帯※1 ②障害者のいる世帯※2 ③児童扶養手当受給世帯 ④住民非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 (災害免除による住民税全額免除世帯ふくむ)	原則 申請不要※3	申請要	原則 申請不要※3	
⑤離職・廃業した人がいる世帯 ⑥一定のローン残高がある世帯※5 ⑦住宅再建に係る貸金の借入れがうけられない世帯 ⑧家計急変世帯	申請要	申請要 (被災した 自動車の廃車が 必要です)		

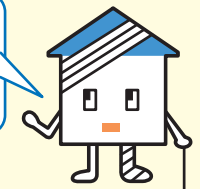
※1 65才以上の人が対象。2027年1月31日までに65才となる人は、その時点で対象となります。
※2 障害者手帳の交付をうけている人がいる世帯、または障害福祉サービスを利用している人がいる世帯。
※3 生活再建支援金未申請の世帯は申請が必要です。
※4 住宅再建給付金は、能登6市町で再建した場合のみもらえます。
※5 世帯員全員のローン残高が合わせて100万円をこえる世帯。

被災者生活再建支援金



「罹災証明書」の区分が「半壊」以上の人などがもらえます。
金額は、判定区分と再建方法によって、ちがいます。

液状化などで敷地に被害があり、しかたなく住まいを解体するときも、「全壊」と同じ支援金がもらえる場合がありますよ



※右()内はひとり世帯の場合の額

	区分	再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
国	全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	建設・購入	100万円(75万円)	200万円(150万円)	300万円(225万円)
		補修		100万円(75万円)	200万円(150万円)
		賃貸住宅※3		50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
	大規模半壊世帯 (建物解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	50万円(37.5万円)	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
		補修		100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
		賃貸住宅※3		50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊世帯 (建物解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	—	100万円(75万円)	100万円(75万円)	
	補修		50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)	
	賃貸住宅※3		25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)	
輪島市 半壊世帯 (建物解体した場合は、「解体世帯」扱いとなります)	建設・購入	—	100万円(75万円)	100万円(75万円)	
	補修		50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)	
	賃貸住宅※3		25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)	

※1 「半壊」・「中規模半壊」・「大規模半壊」で被災した建物をすべて解体した場合(一部分が残っている場合は、罹災の程度での申請となります)。
※2 自然災害によって、住宅に住めない状態が長期に続くと県が認定した世帯。
※3 公営住宅やみなし仮設をのぞきます。

仮設住宅に入りたい

仮設住宅には、新しく建物を建てる【建設型】や、賃貸住宅を借りあげて住む【賃貸型(みなし仮設)】があります。どちらも最長で2年間住むことができ、家賃はかかりません。入居には条件があります。



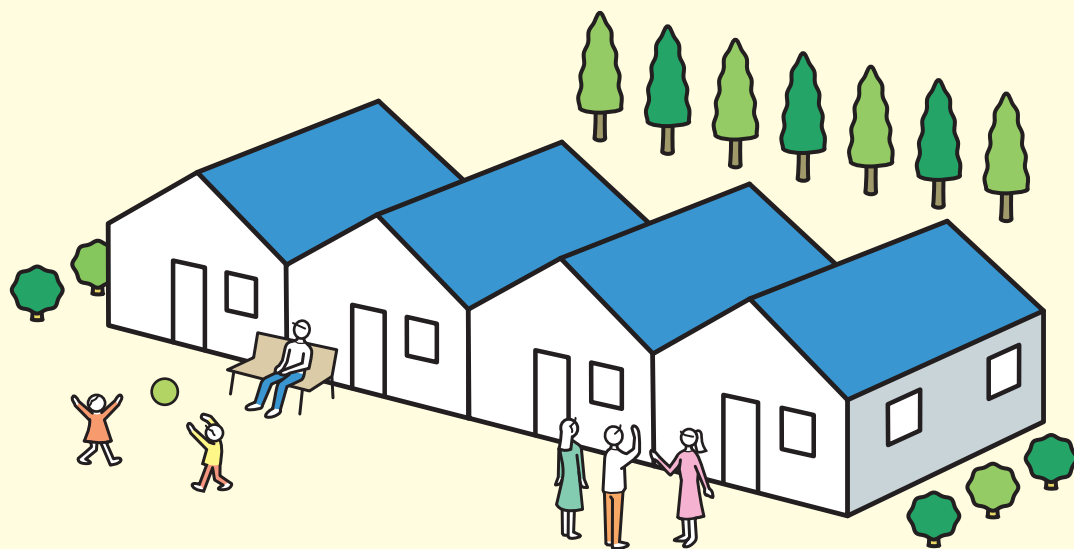
※入居期間は、状況によって延長になる可能性があります。

応急仮設住宅【建設型】



<入居できる人>

- 「罹災証明書」の区分が全壊・全焼の人
- 「罹災証明書」の区分が「半壊」以上で、かつ住まいを解体する人
- 水道や電気などのライフラインが復旧していない人
- 避難指示や家の修理などで、1か月以上自分の家に住めない人
- そのほか、行政が入居すべきとした人



注意

◎【建設型】に入居した人は、【賃貸型(みなし仮設)】にうつれません。反対に、【賃貸型(みなし仮設)】に入居した人は、【建設型】にうつれます。

応急仮設住宅【賃貸型(みなし仮設)】



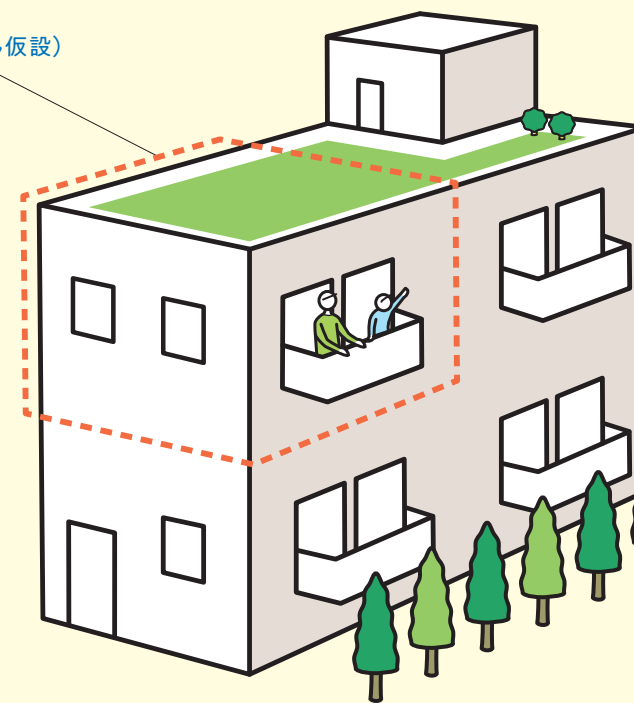
<入居できる人>

- 「罹災証明書」の区分が全壊・全焼の人
- 「罹災証明書」の区分が「半壊」以上で、かつ住まいを解体する人
- 水道や電気などのライフラインが復旧していない人
- 避難指示や家の修理などで、1か月以上自分の家に住めない人
- そのほか、行政が入居すべきとした人

光熱費やひっこし費用などは、自己負担となります



賃貸型(みなし仮設)



<条件>

- 石川県、富山県、福井県、新潟県内にある
- 家賃が上限額をこえない
- 建物に耐震性がある

など、ほかにも条件があります。

くわしくは、市役所に相談しましょう。



注意

◎地域や人数によって、家賃の上限額はちがいます。上限額はこえられません(こえた分を自分ではらうことも、できません)。

住まいを解体する

住まいを解体するとき、「罹災証明書」の区分が「半壊」以上の人は、以下の制度を使い、解体・撤去できます。ただし、どちらの制度も使うための条件があります。



公費解体制度

行政が、解体にかかるお金を全額はらってくれる。

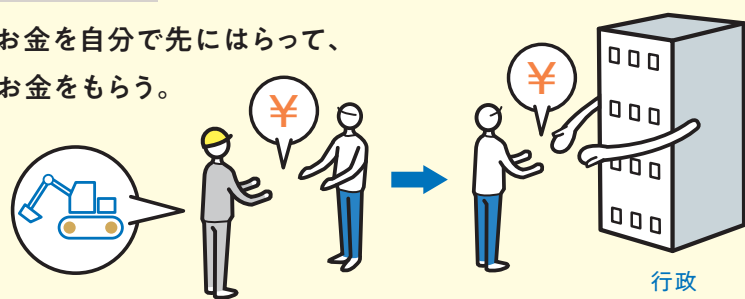


※輪島市は、住まいだけでなく、車庫（課税されたものに限る）や倉庫、お店、事務所なども対象です。

自費解体による費用償還

※輪島市での受付は終わりました

解体にかかるお金を自分で先にはらって、後から行政にお金をもらう。



注意

- ◎「自費解体による費用償還」は、金額によっては、かかったお金の全額が返ってこない場合があります。
- ◎どちらの制度も、住まいを修理するための制度（住宅の応急修理制度）といっしょに使えません。

解体する前に、物を取り出したい！

住まいを解体する前に、何か物を取り出したいときは、「輪島市災害たすけあいセンター」に相談しましょう。ボランティアの人が手伝ってくれる場合もあります。

輪島市災害たすけあいセンター
TEL: 080-7707-5242、080-7707-5342

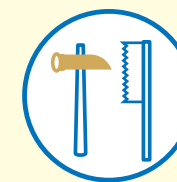
※メールで相談したい人は、以下「お問い合わせフォーム」からどうぞ。

<https://wajimavc-ishikawa.jimdofree.com/>



住まいを修理したい

被害を受けた住まいをなおすとき、以下のお金の支援があります。



※修理のために、お金を借りたいときは、「災害復興住宅融資」を受けられる可能性があります（10ページ）。

住宅の緊急修理制度

※輪島市での受付は終わりました

雨が入らないように、屋根や外壁にブルーシートをはるためのお金が、5万円まで出る制度です。だれでも使えます。5万円をこえたら、自分ではらう必要があります。



住宅の応急修理制度

罹災証明書の「区分」が「準半壊」以上の人が、使えます。



<条件>

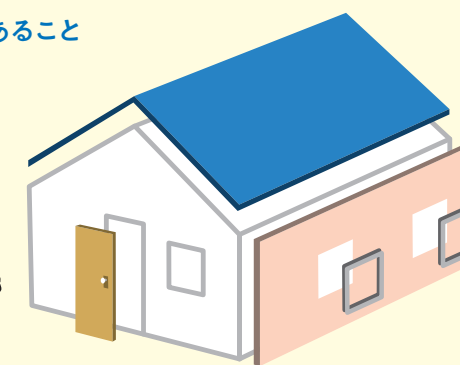
- 地震による被害と、直接関係のある修理であること
- 「日常生活に必要な欠くことのできない部分」であること

例 屋根、壁、床、玄関、上下水道配管、給湯器、エコキュートなど

<費用の上限額>

「半壊」以上: 70万6000円
「準半壊」: 34万3000円

※上限額をこえた分は、自分ではらう必要があります。



注意

- ◎修理前・修理中・修理後の様子がわかる写真が必要です。
- ◎この制度は、住まいを解体するための制度（「公費解体制度」や「自費解体による費用償還」）といっしょに使えません。
- ◎この制度を使うと、仮設住宅の利用が制限されることがあります。
- ◎修理費用は市がはらいます。自分で業者にはらうと、この制度は使えなくなります。

住まいを建てかえたい／新しく買いたい

住まいを建てかえたい、または新しく買いたい人は、
 「災害復興住宅融資」【住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が実施】を
 受けられる可能性があります。



「災害復興住宅融資」には、親子でいっしょに返していく
 「親子リレー返済」や、親の住まいのために借りる
 「親孝行ローン」など、さまざまな種類があります。
 また、60才以上の人には、存命中は元金を返さず、
 利息だけはらえばいい「高齢者向け返済特例」もあります。

災害復興住宅融資【建築、購入(新築・中古)】



住まいを建てかえたい、
 または新しく買いたい人向けのローンです。
 「罹災証明書」の区分は、「半壊」以上が条件です。
 最大5500万円まで、借りられます。



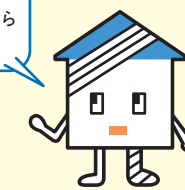
高齢者向け返済特例【リバースモーゲージ型融資】



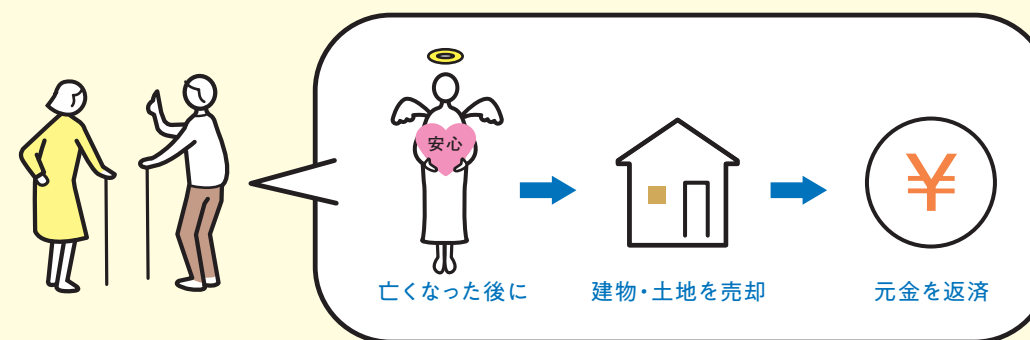
60才以上の人向けのローンです。
 住まいを建てかえたい、または新しく買いたい人は
 「罹災証明書」の区分は、「半壊」以上が条件です。
 住まいを修理したい人は、「罹災証明書」があることが条件です。

元金は、ローンを借りた人全員が亡くなった後に、
 建物や土地を売るなどして、返済します。
 そのため、毎月はらうのは、利息だけです。

再建する建物や土地の
 評価額の6割まで借りら
 れる可能性があるよ



たとえ死後、建物や土地が売れなくても、
 相続人は、お金をはらう必要はありません。
 また、残った元金をはらえば、相続人が建物や土地を、ひきつげます。



住まいの修理のために、お金を借りたい人は

災害復興住宅融資【補修】



住まいを修理したい人向けのローンです。
 「罹災証明書」があることが、条件です。
 「準半壊にいたらない(一部損壊)」の人も、対象です。
 最大2500万円まで、借りられます。



もっと詳しい内容や、相談は

住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル TEL:0120-086-353

残ったローンが大変

住宅ローンなど、個人のローンを返すことがむずかしい人は、特別にローンの免除や減額をおねがいできる「被災ローン減免制度」があります。自分も使えるか、「弁護士会」や住宅ローンを借りた銀行などに相談しましょう。



被災ローン減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)

もらった義援金、支援金、弔慰金などにくわえて、一定の財産も手元に残した上で、ローンをなくしたり、減らしたりする制度です。「自己破産」とちがって、この制度を使っても、いわゆるブラックリスト(信用情報)にのりません。また住宅ローンなどを借りられる可能性も残ります。

土地や住宅を手放さずにする可能性もあるので、弁護士に相談してね



弁護士などの専門家が、無料で手続きを支援してくれます。



この制度についての無料相談は

金沢弁護士会 TEL:080-8995-9483 受付時間:平日10:00~16:00(12:00~13:00をのぞく)

日本弁護士連合会 TEL:0120-254-994 受付時間:平日および土日10:00~16:00

生活費にこまっている

生活費にこまったら、以下の制度もあります。



お金を借りる



◎借りたお金は、返す必要があります。

注意

相談窓口



生活福祉資金の貸付【社会福祉協議会】

生活を立て直すために、原則1世帯10万円まで借りられます。また条件に合えば、住まいの修理などに使うお金も借りられます。くわしくは、社会福祉協議会に相談しましょう。

もっとくわしい内容や、相談は

輪島市社会福祉協議会 TEL:0768-23-0783 FAX:0768-22-9627

MAIL:kurasapo@washakyo.com

災害援護資金貸付制度

生活を立て直すためのお金を借りられます。被害の状況などによって、借りられるお金の限度額が、150~350万円まで変わります。くわしくは、市役所に相談しましょう。

税金を免除する・減額する

雑損控除

災害などにあった人は、確定申告をすることで所得税や住民税が免除・減額される場合があります。住宅や家財のほか、お墓の被害なども損害にふくまれます。くわしくは、税務署に相談しましょう。



もっとくわしい内容や、相談は 輪島税務署 TEL:0768-22-2241

総合的に相談したい人は

自分のこまりごとの相談先がわからない人、
支援制度がむずかしいと感じる人は、以下に相談しよう。

相談は、無料だよ



金沢弁護士会 TEL:080-8995-9483 受付時間:平日10:00~16:00 (12:00~13:00をのぞく)

日本弁護士連合会 TEL:0120-254-994 受付時間:平日および土日10:00~16:00

このパンフレットにのっている支援制度について、
もっとくわしく知りたい人は、以下のウェブサイトを見てください。

●輪島市

「令和6年能登半島地震支援制度一覧」

<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/article/2024040500014/>

輪島市の具体的な支援制度の内容がくわしくのっています。



●内閣府・防災情報のページ

「令和6年能登半島地震について」

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/index.html#saigai_taiou

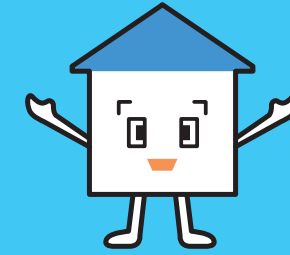
被害状況や、災害対策としてどんなことが実施されているのか、
支援制度の紹介などがのっています。



●ひさぽ(被災者支援情報さぽーとページ)

<http://naganokai.com/hisapo/>

弁護士の永野海さんがつくったサイトです。
支援制度の情報がわかりやすく紹介されたカードなどが、無料でダウンロードできます。



「住まい」のことで こまったときに

能登半島地震で 被害をうけた 住まい再建のために

発行日:2024年6月17日

【企画】

羽村 龍(輪島市福祉課)

倉本啓之(輪島市被災者生活再建支援課)

【協力】

輪島市

認定NPO法人ジャパン・プラットフォーム

【監修】

永野 海(弁護士・防災士/中央法律事務所)

【制作】

株式会社コトノネ生活

【発行元】

NPO法人ワンファミリー仙台

NPO法人YNF

※このパンフレットは休眠預金等活用事業の
助成事業にて作成しています。



※このパンフレットは2024年6月1日時点の
情報にもとづいています。
支援制度の内容などは変わる可能性があります。